

米軍機の夜間騒音被害に関する意見書

本市においては、米軍機による 22 時以降の夜間飛行が頻発し、騒音による基地被害が市民の大きな負担となっている。市民は基地被害の不安を抱えながら生活を送っており、騒音被害が続いている現状は決して看過できるものではなく、米軍の市民生活への配慮や騒音被害防止策に強い疑問を抱かざるを得ない。本市議会においても、これまで幾度となく「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に遵守するとともに、市民生活に最大限配慮するよう求めているところである。

しかしながら、市民からの騒音の苦情は今年度これまでに 582 件と本市に毎日のように寄せられており、令和 3 年 1 月 8 日の 22 時 4 分には県、市が設置している騒音測定器において 97.4 デシベルが測定され、1 月 12 日の 23 時 57 分にも騒音が測定されている。

この現状を受け、本市松川正則市長が 1 月 14 日・15 日付で関係機関に騒音被害について抗議・要請を行ったが、それ以降も 22 時以降の夜間騒音が市内全域において常態化しており、1 月 16 日には、大学入学共通テスト実施日にもかかわらず、23 時以降に 90 デシベル以上の騒音が測定され、着陸後もエンジン調整音が深夜の市街地に響き渡り、受験生からは「勉強もできない」との悲痛な声が本市の基地被害 110 番に届いており、騒音被害が本市の教育についても多大な影響を及ぼしている。

このように状況が全く改善されていないことは、市民感情を全く無視した対応と言わざるを得ず、極めて遺憾であり、市民の基地負担軽減が強く求められている中で、現状が放置されることは絶対にあってはならない。

よって、本市議会は、市民の尊い生命及び財産並びに安心安全な生活を守る立場から、米軍機による夜間騒音被害に厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 一 日米両政府で合意されている「普天間飛行場における航空機騒音規制措置」を厳格に遵守し、夜間 22 時以降の飛行及び地上での活動は実施せず、それ以外の時間帯においても市民生活に最大限配慮するよう米側へ強く申し入れること。
- 一 抜本的な問題解決に向け、普天間飛行場の一日も早い閉鎖・返還と速やかな運用停止をはじめとする返還までの間の危険性除去及び基地負担軽減を早急に実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 3 年 2 月 1 日

沖縄県宜野湾市議会

【宛先】

意見書：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、文部科学大臣、外務省沖縄担当大使、
沖縄防衛局長